

令和2年4月13日

保護者 様

氷川町（組合）教育委員会
教育長 太田 篤洋

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休校措置について

新型コロナウイルス感染症拡大防止については、各ご家庭のご協力のおかげで一人の感染者も出すことなく、健康で安全な生活が確保されておりますことに心より感謝申し上げます。

しかしながら、熊本県を取り巻く感染の状況は刻一刻と深刻さを増しております。いつ感染が広まるか大変危惧される状況にあることから、本町としても新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記のとおり臨時休校を行います。

つきましては、子供の健康管理に十分配慮のうえ、期間中の子供の過ごし方については、学校と連携を図りながら適切に対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 臨時休校期間

令和2年4月15日（水）から同年5月6日（水）まで

※今後の状況によっては、休校が延長されることもあります。

2 家庭へのお願い

- （1）新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための臨時休校であるという趣旨をご理解の上、人が集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようにしてください。
- （2）子供の健康管理には十分留意され、異常がある場合には適切に対応するとともに、学校にも速やかに連絡してください。
- （3）臨時休校期間中の生活において、生活リズムが崩れないようにし、学校と連携の上、家庭学習にしっかり取り組むようにしてください。

3 感染拡大防止について

- （1）家庭でも、こまめな手洗いや咳エチケット等の習慣化をお願いします。
- （2）休日でも「3つの密（密閉、密集、密接）」が重なる場所を避け、できるだけ自宅で過ごすことを心がけてください。
- （3）規則正しい生活習慣（運動、早寝・早起き、栄養）を心がけ、新型コロナウイルス感染症に負けないよう心身の健康管理をお願いします。

4 その他

- （1）上記以外にご相談等ありましたら、教育委員会や学校までお願いします。
- （2）今後の状況によっては、対応の変更もあり得ますのでご了承ください。